

令和3年7月19日

保護者 各位

糸満市立兼城小学校
校長 城間 優
(公印省略)

暴風警報（特別警報を含む）発令時及び解除時における学校の 臨時休校並びに児童の安全確保について（再度のお知らせ）

日頃から本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
令和3年4月1日付けの公文で保護者の皆様にはお知らせいたしました。あらためて台風接近時の対応について下記の内容を確認いただくとともに、各家庭での安全確保についてご協力をお願いいたします。

記

1 暴風警報（本島南部地域に）が発令された場合の登下校について

- (1) 臨時休校となります。
 - ① 暴風警報発令の情報がテレビやラジオで放送があります。
 - ② 各家庭での学習となります。登校させないようにお願いします。
- (2) 学校の日課途中で暴風警報が発令された場合は、その時点で臨時休校の措置となります。下校の迎えなど安全確保へのご協力をお願いします。

2 暴風警報（本島南部地域の）が解除された場合の登校について

- (1) 午前6時までに解除の場合
 - ① 普通どおり登校
 - ② 給食があります
 - ※ 警報が解除されても強風が続いている場合は、児童生徒の安全確保の観点から危険であると糸満市教育委員会が判断した場合は、市内のすべての小中学校を休校とする場合があります。また、通常の登校時間を遅らせて登校させることもあります。
 - ※ さらには、各学校の校区の地理や地形等により、学校長が学校の休校の判断をすることもあります。
(糸満市教育委員会や学校のホームページ及びメール等で連絡を行います。)
- (2) 午前6時以降の解除の場合
 - ① 引き続き休校
 - ② 各家庭で学習してください